

議案第四十八号

港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

令和七年八月二十八日

港区教育委員会

令和7年8月28日
教育委員会議案資料 No. 5

港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する

規則（案）

港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年港区教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第六項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次の一号を加える。

五 育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第二十九条第四項中「、一日の正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同項ただし書きを削る。

第三十一条第二項中「、一日の正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、「次項」の下に「及び第三十二条の二」を加え、同条第三項中「規定する育児時間」の下に「、第三十二条の二に規定する子育て部分休暇」を、「規定による部分休業」の下に「（以下「第一号部分休業」という。）」を加え、「又は当該部分休業」を「、当該子育て部分休暇又は当該第一号部分休業」に改める。

第三十二条の三を第三十二条の五とし、第三十二条の二を第三十二条の四とし、第三十二条の次に次の二条を加える。
(子育て部分休暇)

第三十二条の二 教育委員会は、会計年度任用講師が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該会計年度任用講師の子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇の承認は、一日につき基準時間を超えない範囲内で、三十分を単位として承認する。

3 第二十一条に規定する育児時間、第三十一条に規定する介護時間又は港区職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定による第一号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき基準時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該第一号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 職員勤務時間規則第二十五条の三第四項から第八項までの規定は、会計年度任用講師の子育て部分休暇の申請、承認等について準用する。

（子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用講師）

第三十二条の三 教育委員会は、会計年度任用講師が次の各号のいずれにも該当する場合に子

育て部分休暇を承認するものとする。

一 当該会計年度任用講師の一週間の勤務日数が三日以上又は一年間の勤務日数が百二十一日以上であること。

二 一日の正規の勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があること。

2 港区職員の育児休業等に関する条例第十五条の二の規定による第二号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている会計年度任用講師については、子育て部分休暇を承認することはできない。

第三十二条の五の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第三十二条の六 条例第十六条の六及び職員勤務時間規則第二十五条の八から第二十五条の十四までの規定は、妊娠又は出産等についての申出をした会計年度任用講師に対する措置等について準用する。

付 則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第三十二条の二の規定による子育て部分休暇の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

令和7年8月28日
教育委員会議案資料 No. 5 - 2

		港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表			
		改正案		現行	
		(前略)	(前略)	(前略)	(前略)
（介護休暇）	（中略）	（年次有給休暇）	（年次有給休暇）	（年次有給休暇）	（年次有給休暇）
7・8	（略）	第十三条（略）	第十三条（略）	第十三条（略）	第十三条（略）
		2～5（略）	2～5（略）	2～5（略）	2～5（略）
		6 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。	6 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。	6 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。	6 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。
		一～四（略）	一～四（略）	一～四（略）	一～四（略）
		五 育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかつた期間			
（介護休暇）	（中略）	7・8（略）	六（略）	五（略）	六（略）

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。

5～8 (略)

(中略)

(介護時間)

第三十一条 (略)

2 介護時間の承認は、一日につき当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項及び第三十二条の二において「基準時間」という。）を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

3 第二十一条に規定する育児時間、第三十二条の二に規定する子育

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 時間を単位とする介護休暇は、一日の正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日を通じ四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての一日の正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。

5～8 (略)

(中略)

(介護時間)

第三十一条 (略)

2 介護時間の承認は、一日の正規の勤務時間の始め又は終わりに、一日につき当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

3 第二十一条に規定する育児時間又は港区職員の育児休業等に関

て部分休暇又は港区職員の育児休業等に関する条例（平成四年港区条例第四号）第十五条の規定による部分休業」（以下「第一号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する介護時間の承認については、一日につき基準時間から当該育児時間又は当該部分休業の承認を受けた勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4-6 （略）

（介護時間を承認することができる会計年度任用講師）

第三十二条 （略）

（子育て部分休暇）

第三十二条の二 教育委員会は、会計年度任用講師が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該会計年度任用講師の子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇の承認は、一口につき基準時間を超えない範囲内で、三十分を単位として承認する。

3 第二十一条に規定する育児時間、第三十一条に規定する介護時間又は港区職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定による第一号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師

する条例（平成四年港区条例第四号）第十五条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用講師に対する介護時間の承認については、一日につき基準時間から当該育児時間又は当該部分休業の承認を受けた勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4-6 （略）

（介護時間を承認することができる会計年度任用講師）

第三十二条 （略）

に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき基準時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該第一号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 職員勤務時間規則第二十五条の三第四項から第八項までの規定は、会計年度任用講師の子育て部分休暇の申請、承認等について準用する。

(子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用講師)

第三十二条の三 教育委員会は、会計年度任用講師が次の各号のいずれにも該当する場合に子育て部分休暇を承認するものとする。

- 一 当該会計年度任用講師の一週間の勤務日数が三日以上又は一年間の勤務日数が百二十一日以上であること。
- 二 一日の正規の勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があること。

2 港区職員の育児休業等に関する条例第十五条の二の規定による第二号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている会計年度任用講師については、子育て部分休暇を承認することはできない。

(介護についての申出があつた場合における意向確認等)

(介護についての申出があつた場合における意向確認等)

第三十二条の四 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第三十二条の五 (略)

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第三十二条の六 条例第十六条の六及び職員勤務時間規則第二十五条の八から第二十五条の十四までの規定は、妊娠又は出産等についての申出をした会計年度任用講師に対する措置等について準用する。

(後略)

付 則

- 1 | この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 | この規則による改正後の港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第三十二条の二の規定による子育て部分休暇の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

第三十二条の二 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第三十二条の三 (略)

(後略)